

## 東京音楽大学の研究活動における不正防止規程

(趣旨)

第1条 東京音楽大学（以下「本学」という。）の研究活動及び創作活動（以下「研究活動」という。）における不正行為の防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(最高管理責任者)

第2条 最高管理責任者は、不正行為の防止及び研究倫理の向上等に関し、本学全体を統括する最終的な責任と権限を持つ者で、学長とする。

(統括管理責任者)

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止及び研究倫理の向上等に関し本学全体を統括する実質的責任と権限を持つ者で、事務局長とする。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、学長が指名する副学長とする。

(研究活動における不正行為の定義)

第5条 この規程において「不正行為」とは、本学の教職員又は学生が行った次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成する行為。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為。

(4) その他不適切な行為

研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサiership、二重投稿等の研究倫理に反する行為。

(告発の窓口等)

第6条 告発又は告発の相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究支援室に受付窓口を置く。

2 受付窓口には告発受付管理者を置き、研究支援室長をもって充てる。

- 3 告発の受付にあたっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 4 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時又は事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。また、匿名による告発であった場合においても、その内容によっては顕名による告発に準じて扱うことができる。
- 5 告発受付管理者は、告発の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。
- 6 本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、最高管理責任者は該当する研究機関に当該告発を回付する。また、本学に加え、ほかにも調査を行う研究機関が想定される場合には、最高管理責任者は該当する研究機関に当該告発について通知する。本学に告発が回付された場合には、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱う。
- 7 書面による告発など、告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、統括管理責任者は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- 8 告発された事案は、速やかに統括管理責任者に通知されなければならない。  
(告発の相談)

第7条 告発の意思を明示しない相談については、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

- 2 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を強要されているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が本学に所属していないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属していない被告発者に警告を行った場合は、最高管理責任者は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 3 前条第4項及び第5項の規程は、告発の相談について準用する。

(秘密保護義務)

第8条 この規程に定める告発の受付や調査等にかかる業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の教職員でなくなった後も、同様とする。

- 2 告発窓口へ寄せられた告発の内容及び調査内容について、調査結果の公表までの間は、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏れいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。

- 3 調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(告発者の保護)

第9条 本学は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人東京音楽大学就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すよう学校法人東京音楽大学理事長（以下「理事長」という）に対し要請することができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第10条 本学は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人東京音楽大学就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すよう理事長に対し要請することができる。

(悪意に基づく告発)

第11条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名等を公表するとともに、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じるよう理事長に対し要請することができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関（研究機関に対して、競争的資金等の配分を行う機関。以下「配分機関」という。）及び文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。

(告発に準ずる取扱い)

第12条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断により、その事案の調査を開始することができるものとする。

- 2 学会等のコミュニティ、報道やインターネット上により、本学に所属する研究者の不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。

(事案の調査)

第13条 本学に所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る不正行為の告発があった場合、原則として、本学が告発された事案の調査を行うものとする。

- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関との間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
- 3 本学に所属する被告発者が本学以外の研究機関(離職後を含む)で行った研究活動に対して告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うものとする。
- 4 本学は他の機関や学会等のコミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

(調査委員会の設置)

第14条 第6条に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で、最高管理責任者が指名する次の各号に掲げる者とする。

(1) 研究活動上の不正行為が疑われる被告発者の所属組織(部会等)以外の教員 1名

(2) 本学教職員のうち、最高管理責任者が指名した者 若干名

(3) 法律や研究等に関する知識を有する外部有識者 若干名

- 4 調査委員会の委員長は、前項第1号により指名された教員をもって充てる。
- 5 本学は、調査委員会を設置した際、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ本学が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本学は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 6 調査委員会は、被告発者が調査開始時及び告発された事案に係る研究活動を行っていた時の双方の時点において本学に所属していなかった場合、又は本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を措置した配分機関が特に認めた場合、当該配分機関に調査を委託することができる。この場合、当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力するものとする。

(予備調査委員会の設置)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会の委員の中から、予備調査にあたる3名の委員を指名して予備調査委員会を設置する。予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者の聴取を行うことができる。

3 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を調査委員会に報告する。

2 調査委員会は、予備調査結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを協議して最高管理責任者に報告し、最高管理責任者がこれを決定する。

3 本調査を行うことを決定した場合には、最高管理責任者は第30条に定める関係機関に報告するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも通知するものとする。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。

4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨とともに理由を明記して告発者に通知するものとする。この場合、本学は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(調査方法・権限)

第18条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われるものとする。

2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思により申し出た場合、調査委員会がそれに要する期間及び方法等に関し合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うものとする。その際、調査委員会の指導・監

督の下に行うこととする。

- 3 第1項及び前項に関して、本学は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知するものとする。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならないものとする。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に協力を要請するものとする。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならないものとする。

(調査の対象)

- 第19条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができるものとする。

(証拠の保全措置)

- 第20条 本学は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等（公表前のデータ、研究・技術上秘密とすべき情報を含む）を保全する措置をとるものとする。告発された事案に係る研究活動が本学において行われたものであり、かつ、本学が調査機関ではないときは、本学は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(調査の中間報告)

- 第21条 調査機関が本学であるときは、告発された事案に係る研究活動の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

(弁明の聴取)

- 第22条 調査委員会は、被告発者の弁明を聴取しなければならない。

- 2 被告発者は、調査委員会に対して、自己の責任において合理的根拠等を示して説明しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第23条 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について第30条に定める関係機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を第30条に定める関係機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を同機関に提出するものとする。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、第30条に定める関係機関に報告するものとする。

- 4 第30条に定める関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該関係機関に提出するものとする。

- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出

又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の報告に含まれるべき事項)

第24条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に次の各号に掲げる調査結果を含む別表1の報告書を作成し、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 不正行為が行われたか否か。
- (2) 不正行為が認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、及び不正行為の存在が認定された研究活動等に係る研究成果における各著者の役割。
- (3) 不正行為がなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か。

2 前項第3号につき、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第26条 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行うものとする。その際、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断するものとする。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定されるものとする。また、被告発者が研究データや調査ノート、調査記録等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とするものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、研究データや調査ノート、調査記録等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とするものとする。

3 前条の説明責任の程度及び前項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(認定結果の通知)

第27条 最高管理責任者は、前条の認定結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者を含む。以下同じ。）、並びに被告発者が所属する長及び第30条に定める関係機関に通知するものとする。

(不服申立)

第28条 不正行為が認定された被告発者、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知された認定結果の内容について不服があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して文書により不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(再調査)

第29条 最高管理責任者は、前条の不服申し立てを受理したときは、その旨を当該告発者に通知するとともに、調査委員会に不服申立ての審査を命ずるものとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案して、当該被告発者及び告発者の再調査を行うか否かを概ね50日以内に決定し、不服申立てを却下すべきものと決定した場合も同様とする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、最高管理責任者は調査委員会に以後の不服申立てを受け付けないことを命ずることができる。

3 調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査することができる。ただし、本学が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 調査委員会は、再調査を行うと決定したときは、概ね30日以内に再調査を行うものとする。また、当該被告発者及び告発者に対して、先の調査結果を覆すに足りる資料の提出等、再調査に協力を求めるものとし、必要な協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、被告発者及び告発者に、被告発者が本学に所属していない場合にはその所属機関に当該決定を通知するものとする。

5 調査委員会は、再調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、第1項、第2項、第4項の事由について、第30条に定める関係機関に報告するものとする。

(配分機関及び文部科学省への報告)

第30条 最高管理責任者は、次の事案に係る場合には、配分機関及び文部科学省に必要事項を報告するものとする。

第17条第3項

第23条第1項、第2項、第3項、第4項

第27条

第29条第5項

第31条

(再調査結果の通知)

第31条 最高管理責任者は、再調査の結果を同調査開始から概ね50日以内に第30条に定める関係機関に報告するとともに、不服申立てを行った者に通知するものとする。

(再調査に係る不服申立ての禁止)

第32条 不服申立てを行った者は、前条の再調査結果に対し、不服申立てはできない。

(認定を受けた者の処分・調査結果の公表の有無)

第33条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、被告発者の不正行為の事実を認定した場合、不正行為と認定された者及び認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとし、原則として調査委員会の調査結果の概要を公表する。また、不正行為の認定を受けた者（以下「不正行為認定者」という。）に本学就業規則に基づき理事会の議を経て処分を決定する。

2 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果の内容を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意でない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、悪意による告発者があったと認定したときは、原則として、告発者の所属及び氏名を公表するとともに、本学就業規則等に定める手続きを経て必要な措置を講ずるものとする。

4 最高管理責任者は、第2項による公表内容に学生が含まれている場合は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて適切な配慮を行う。

(研究費使用の禁止)

第34条 最高管理責任者は、不正行為認定者には処分が確定するまでの間、研究費（研究機器の維持費等は除く。）の使用を禁止する措置を講ずるものとする。

(研究費の返還等)

第35条 最高管理責任者は、法令に定めのあるもののほか、不正行為認定者には、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることができる。

2 最高管理責任者は、不正行為認定者に対し、研究成果の取り下げを勧告する。

(不正行為と認定されなかった場合の対応措置)

第36条 最高管理責任者は、調査結果に基づき、被告発者の不正行為の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 調査関係者へ被告発者の研究活動等が適正であることの通知
- (3) その他名誉回復のための措置  
(学生に対する研究倫理教育)

第37条 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学部学生、大学院学生に対する研究倫理教育を実施するものとする。

(研究倫理教育受講の義務)

第38条 研究倫理教育責任者は、所属する全ての研究者（非常勤の教員を含む。）及び研究活動に関わる全ての研究支援人材に対し、研究倫理教育の受講を定期的に義務付けるものとする。

(研究データ等の保存・開示)

第39条 研究倫理教育責任者は、研究者に、原則として当該論文等の発表後10年間、研究データ等を保存させ、必要な場合に開示させるものとする。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

2 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった電子データ、画像等の資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に関しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意するものとする。

3 研究データ等保存期間終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

(改廃)

第40条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。